

## ●サークルの加盟等に関する規則

(2023年3月に開かれた文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会の各会において、条文の整理及び第八条、第十一条、第十五条並びに第十六条の追加含む改正案が可決承認)

## ■第一章 総則

(目的)

### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第十条に定めるサークルの加盟及び整理の条件その他に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

### 第二条

- 一 この規則において用語の定義及び用法等は次の各号に定めるところによる。ただし、この規則外においてこの条に定める用語の定義および用法等を援用することを妨げない。
- 二 「部」と「サークル」とは同義とみなす。
- 三 「新入生」とは、その年度に初めて本会普通会員となった一年生をいう。
- 四 「両評議員会」とは、文化部代表評議員会および運動部代表評議員会の集会を指し、クラス代表評議員会および教員代表評議員会の集会を含まない。
- 五 「普通会員」とは、特に定めのある場合を除き、準会員を含む。
- 六 「所属の変更」とは、学友会規約第十条第一項の規定による、スポーツ活動を行うサークルは運動部総会に加盟し、それ以外のサークルは文化部総会に加盟するという原則に従い、サークルの加盟する総会を変更することをいう。

- 七 「該当総会」、「該当評議員会」とは、それぞれ加盟又は整理の対象となるサークルの加盟しようとする、又は加盟している総会、および当該総会から選出された評議員の構成する評議員会各会を指す。
- 八 「サークルの資格」とは、本会の総会に加盟しているか、加盟申請中であるか、そのいずれでもないかという区別を指す。
- 九 加盟サークルとは、サークルとして維持発展していく素地が整っている状態を指し、加盟申請中サークルとは、学友により、維持発展ができるかどうか観察される状態を指す。
- 一〇「文代」とは、文化部代表、「運代」とは運動部代表の略称である。
- 一一「整理」とは、本会の総会に加盟しているサークルを除名し、又は加盟申請中サークルへ変更することをいう。
- 一二「普通会员」とは、特に定めのある場合を除き、東京大学教養学部学友会規約における普通会员のうち、その年度分の普通会员の会費を払った者に限られる。ただし、原則として会費を払った日以前に遡って普通会员としての権利を行使することはできないものとする。
- 一三第十二号の規定にかかわらず、経済的事情など、やむを得ない理由によって会費の減免又は分納を許可された者については、特に定めのある場合を除き、この規則においても「普通会员」とみなされる。
- 一四「無断欠席」とは、第十二号に定める普通会员が、学生理事会が承認する、委任・通告のいずれも行わずに欠席することを指す。
- 一五「学友会担当」とは、加盟サークルが当該サークルの構成員である本会普通会员に課す役職を指し、学生理事会に対して、学生理事会の指定する個人情報进行を明らかにする義務を負う。

(サークルの条件)

### 第三条

本会において、サークルは、以下の各号の条件を満たさなければならない。

- 一 本会全体の文化もしくはスポーツの発展に貢献するものであること、特に、組織を将来に維持していく意志のあること。
- 二 活動内容を公開すること。特に、会計状況に関して不正な収入および支出がないこと。
- 三 普通会员の、主体的な意志で成立する団体であること。
- 四 普通会员に対し、正当な理由なしに加入の拒否及び除名をしないこと。以下に正当な理由の一例を挙げる。
  - イ) サークル活動の遂行に一定の専門的技能を必要とする場合。
  - ロ) 試合等の出場に関して性別及び年齢等の制限がある場合。

(学生理事会の義務)

#### 第四条

学生理事会は原則として、定例総会で、加盟サークルおよび加盟申請中サークルの正式名称の一覧を参加者に配布しなければならない。サークルの資格又は所属の変更が行われた場合には、学生理事会はその旨公示しなければならない。新規加盟申請を受理しない場合、新規加盟申請を取消す場合、および加盟を取消す場合は、理由も示さなければならない。

(所属の変更)

#### 第五条

社会環境の変化等によりサークルの活動趣旨がスポーツであるか否かが変わった場合、学生理事会が発議し、両評議員会で承認されれば、所属の変更を行うことができる。

(評議員会の議長)

#### 第六条

両評議員会の議長は、互選でこれを選出する。ただし、当該評議員会において選出された理事のうち一名が議長を行う場合、議長の選出を省くことができる。

## ■第二章 加盟サークル

### (義務)

#### 第七条

加盟サークルは次の各号に定める義務を負う。

- 一 学生理事会に加盟更新書を提出すること。ただし、その書式及び提出時期は学生理事会が定めるものとする。
- 二 サークルの構成員の自由な討論により、活動計画・課題・目標等を定め、協力してその達成を目指すこと。その際、スポンサー契約などによって、サークルの外部の意志に拘束されてはならない。

### (義務の免除)

#### 第八条

- 一 サークルが、やむを得ない事情が存する場合や特別の配慮を要する活動を行っている場合には、学生理事会は、該当するサークル(本条において「該当サークル」と呼ぶ。)対し、加盟更新書の一部を未記入もしくは記述が不十分である状態で提出することを許可することができる。
- 二 サークルは、自らが前項の規定に当てはまることを学生理事会に申告することができる。
- 三 学生理事会は、サークルが前項に定める申告を行った場合、本条第一項の規定に該当するか審議し、結果を通知しなければならない。
- 四 学生理事会は、該当サークルに対し、加盟申請書における未記入もしくは記述が不十分である箇所に関して、質問をすることができる。ただし、学生理事会は、その質問の際に、該当サークルの事情に対して配慮しなければならない。
- 五 該当サークルは、前項に定める質問に対し誠実に回答しなければならない。ただし、自団体の性質又は事情により、回答が困難である場合は、その旨を学生理事会に通知し、回答を拒否することができる。

### (整理)

#### 第九条

- 一 加盟サークルが次の各号に定める条件のいずれかを満たす場合、学生理事会は、該当評議員会に対し当該サークルを整理することを提案しなければならない。
  - イ) 加盟更新書を二回以上連続して学生理事会の定める日までに提出しない場合、又は定例の該当総会を三回以上連続して無断欠席した場合。
  - ロ) 加盟サークルを構成する本会普通会員が一名もしくは〇名となった場合、又は外部とのスポンサー契約等により、自主的な活動計画の設定ができなくなった場合。
  - ハ) 加盟サークルの学友会担当の地位にある者が、複数の加盟サークルにわたって学友会担当を兼任する場合。
  - ニ) 加盟サークルが第三条第三号及び第四号に定める条件に反し、理事会の調査をもって整理相当と判断される場合。
- 二 学生理事会は、定例該当総会を二回連続して無断欠席したサークルに対し、警告を行わなければならない。

### ■第三章 加盟申請中サークル

(義務)

#### 第十条

本会の総会に加盟しようとするサークルは次の各号に定める義務を負う。

- 一 学生理事会に加盟更新書を提出すること。ただし、その書式及び提出時期は学生理事会が定めるものとする。
- 二 定例総会において、学生理事会の定める方法により過去半年間の活動報告を行うこと。
- 三 第七条第二号に定める事項を履行すること。

(義務の免除)

#### 第十一条

- 一 サークルが、やむを得ない事情が損する場合や特別の配慮を要する活動を行っている場合には、学生理事会は、該当するサークル(本条において「該当サークル」と呼ぶ。)に対し、加盟申

請書の一部を未記入もしくは記述が不十分である状態で提出することを許可することができる。

- 二 サークルは、自らが前項の規定に当てはまることを学生理事会に申告することができる。
- 三 学生理事会は、サークルが前項に定める申告を行った場合、本条第一項の規定に該当するか審議し、結果を通知しなければならない。
- 四 学生理事会は、該当サークルに対し、加盟申請書における未記入もしくは記述が不十分である箇所に関して、質問をすることができる。ただし、学生理事会は、その質問の際に、該当サークルの事情に対して配慮しなければならない。
- 五 該当サークルは、前項に定める質問に対し誠実に回答しなければならない。ただし、自団体の性質又は事情により、回答が困難である場合は、その旨を学生理事会に通知し、回答を拒否することができる。

(申請)

## 第十二条

- 一 加盟申請書を提出したサークルが次の各号に定める条件をすべて満たす場合、学生理事会は当該申請を受理し、当該サークルを加盟申請中とすることができる。
  - イ) 組織を存続させる意志があること。
  - ロ) 当該サークルが本会普通会員二名以上を含み、かつ自分自身の意志でその活動に参加していること。
  - ハ) 当該サークルが正当な理由なく普通会員に対する加入拒否及び除名を行っていないこと。
- 二 前項の申請の受理の可否に関し、学生理事会は当該申請を行った団体の代表者を招請し、活動状況及び意見を聴取することができる。
- 三 第一項の申請を受理する場合、学生理事会は当該サークルの希望及び活動趣旨により、当該サークルがいずれの総会に加盟すべきかを決定しなければならない。

(整理)

## 第十三条

加盟申請中サークルが次の各号のいずれかに該当する場合、学生理事会は申請を取り消さなければならぬ。

- 一 加盟更新書を学生理事会の定める日までに提出しない場合、又は該当総会での活動報告を行わない場合。
- 二 第十二条第一項ロに定める場合。
- 三 第十二条第一項ハに定める場合。

(加盟)

#### 第十四条

加盟申請中サークルが次の各号に定める条件をすべて満たした場合、学生理事会は、該当総会で当該サークルが加盟の条件を満たしたとして紹介し、該当評議員会に対し当該サークルを加盟にするかどうか協議することを提案しなければならない。

- 一 該当総会で口頭での活動報告を三回以上行うこと。
- 二 当該サークルの普通会員が、少なくとも新入生と、前年度以前入学者の二名おり、かつ自分自身の意志でその活動に参加していること。
- 三 当該サークルが正当な理由なく普通会員に対する加入拒否及び除名を行っていないこと。

### ■第四章 脱退

(脱退手続)

#### 第十五条

加盟サークル及び加盟申請中サークルは、学生理事会にその旨通知することにより、学友会を脱退することができる。

(学友会の義務)

#### 第十六条

学生理事会は、前条に定める脱退通知があった際には、当該サークルに係る個人情報を削除しなければならない。

## ■第五章 補則

(改廃)

### 第十七条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

### 附則

この規則は2023年4月1日より適用する。